

2020 年 2 月 1 日

トヨタ車体健康保険組合

理事長 八重口 敏行



2020年度 任意継続被保険者の標準報酬決定について

健康保険法第47条に基づき、任意継続被保険者の2020年度標準報酬月額は、当組合の2019年9月30日現在の平均標準報酬月額が、495,065円であることから、等級は第30級の500,000円、若しくはその者の資格喪失時の等級いずれか低い等級で決定する。

以上